⑶　試験地　次表に掲げる全都市

| 地域試験 | 第1次試験地 |
|---|---|
| 刑務A北海道地域<br>刑務A東北地域<br>刑務A関東甲信越静地域<br>刑務A東海北陸地域<br>刑務A近畿地域<br>刑務A中国地域<br>刑務A四国地域<br>刑務A九州地域<br>刑務A沖縄地域<br>刑務B北海道地域<br>刑務B東北地域<br>刑務B関東甲信越静地域<br>刑務B東海北陸地域<br>刑務B近畿地域<br>刑務B中国地域<br>刑務B九州地域 | 札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、小山市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、岐阜市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市、京都市、堺市、明石市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 |

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第1次試験合格者発表　平成22年10月7日（木）に、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）及び第1次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　第2次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

⑵　試験の実施日　平成22年10月15日（金）又は10月16日（土）のいずれか指定する日

⑶　試験地　次表に掲げる地域試験に対応する第2次試験地の全都市のうち、人事院各地方事務局長又は沖縄事務所長が指定する都市

| 地域試験 | 第2次試験地 |
|---|---|
| 刑務A北海道地域<br>刑務A東北地域<br>刑務A関東甲信越静地域<br>刑務A東海北陸地域<br>刑務A近畿地域<br>刑務A中国地域<br>刑務A四国地域<br>刑務A九州地域<br>刑務A沖縄地域 | 札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、大田原市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、岐阜市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市、京都市、堺市、明石市、奈良市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡市、北九州市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 |
| 刑務B北海道地域<br>刑務B東北地域<br>刑務B関東甲信越静地域<br>刑務B東海北陸地域<br>刑務B近畿地域<br>刑務B中国地域<br>刑務B九州地域 | 札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、高松市、鳥栖市、那覇市 |

9　最終合格者発表　平成22年11月11日（木）に、第1次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院各地方事務局及び沖縄事務所のほか法務省各矯正管区、各刑務所、各医療刑務所、各少年刑務所、各拘置所並びに大島拘置支所及び那覇拘置支所において交付する。

| （名称） | （所在地） |
|---|---|
| 人事院北海道事務局 | 〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目 |
| 人事院東北事務局 | 〒980―0014　仙台市青葉区本町3―2―23 |
| 人事院関東事務局 | 〒330―9712　さいたま市中央区新都心1―1 |
| 人事院中部事務局 | 〒460―0001　名古屋市中区三の丸2―5―1 |
| 人事院近畿事務局 | 〒553―8513　大阪市福島区福島1―1―60 |
| 人事院中国事務局 | 〒730―0012　広島市中区上八丁堀6―30 |
| 人事院四国事務局 | 〒760―0068　高松市松島町1―17―33 |
| 人事院九州事務局 | 〒812―0013　福岡市博多区博多駅東2―11―1 |
| 人事院沖縄事務所 | 〒900―0022　那覇市樋川1―15―15 |

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に必要事項を記入し、受けようとする第1次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

申し込むことができる地域試験は一つに限る。

なお、受験申込書の受理後における地域試験及び試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

| （第1次試験の試験地） | （申込先） | | |
|---|---|---|---|
| 札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市 | 法務省札幌矯正管区 | 〒007―0801 | 札幌市東区東苗穂1―2―5―5 |
| 青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市 | 法務省仙台矯正管区 | 〒984―0825 | 仙台市若林区古城3―23―1 |
| ひたちなか市、小山市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市 | 法務省東京矯正管区 | 〒330―9723 | さいたま市中央区新都心2―1 |
| 岐阜市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市 | 法務省名古屋矯正管区 | 〒461―0011 | 名古屋市東区白壁1―15―1 |
| 京都市、堺市、明石市、奈良市、和歌山市 | 法務省大阪矯正管区 | 〒540―0008 | 大阪市中央区大手前4―1―67 |
| 鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市 | 法務省広島矯正管区 | 〒730―0012 | 広島市中区上八丁堀6―30 |
| 徳島市、高松市、東温市、高知市 | 法務省高松矯正管区 | 〒760―0033 | 高松市丸の内1―1 |
| 福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市 | 法務省福岡矯正管区 | 〒813―0036 | 福岡市東区若宮5―3―53 |
| 那覇市 | 沖縄刑務所 | 〒901―1514 | 南城市知念字具志堅330 |